

すべての人々が、 尊厳をもって 暮らせる社会を

人権の保障、民主主義、

法の支配を実現し、

一人ひとりが尊重される

社会の構築を支援します。

基本的な人権、自由、法の支配などの普遍的価値を実現し、一人ひとりが人間として尊重される社会を目指し、JICAは、法制度の整備・運用、公共放送の機能向上、適正な行政サービスの実施に協力。民主的かつ包摂的なガバナンス（統治機能）の強化を支援しています。



行政や司法制度に問題があり、 権利が脅かされ苦しむ人々があります

世界には、行政、司法制度やメディアが機能せず、法律があっても正しく運用されず、人々の権利が守られていない国や地域が多数存在します。特に、子どもや女性など、脆弱な人々の権利が脅かされています。



14億人が
民事・行政の
問題を抱えているが
救済を得られていない

2019年の司法アクセスに関する国際的な調査では、過去2年間に、行政サービスへのアクセス、金銭、住宅・土地、家族、雇用等の法的な問題に直面した14億人が適正に救済されませんでした。

出典: World Justice Project, Global Insights on Access to Justice (2019)

高所得国の贈収賄率は7.2%
低所得国の
贈収賄率は
37.6%



出典: UNODC, Monitoring SDG16 key figures and trends (2021)

高所得国と比べて、低所得国では多くの贈収賄が発生しています。

世界の子どもの 約10人に1人が 児童労働に従事

世界には、児童労働に従事している5~17歳の子どもが1.3億人います。児童労働は、子どもが教育を受ける機会、健全に成長する機会を奪っています。

出典: IOM, UNICEF, Global Estimates of Child Labour (2024)



刑事施設の収容者のうち
判決のないまま
身柄を拘束
されている人は
約31%

刑務所・拘置所などの刑事施設にいる人の31%は、かけられた疑いに関する判決を得られぬまま、身柄を拘束されているといわれています。

出典: Source: United Nations, Sustainable Development Goals Report 2025 (2025)



180か国のうち
138か国で
報道の自由が
制限されている

世界の半数以上の国において民主主義の基盤となるジャーナリズム(報道の自由)が制限されており、満足できる状況にある国は1/4未満にとどまります。



出典: Reporters Without Borders, 2025 World Press Freedom Index (2025)

現地の社会や歴史を踏まえて人々に寄り添う協力が、信頼を得ています

日本は明治期以降、欧米諸国の司法・行政制度を学んで近代化に取り組み、第2次世界大戦後には司法制度を大幅に改革し、新たな公務員制度や地方自治制度を構築することで、明治期と戦後の二度にわたって司法・行政制度の変革を行いました。

JICAは、近代化と行政改革、法の支配や民主主義の確かな実現に長い年月をかけて取り組んだ日本の経験を生かし、また、途上国の実情や歴史的背景を尊重した、相手国に寄り添う協力を行って、信頼を得ています。

協力方針 1 法の支配の実現

基本的人権や自由、平等などを保障するためには、法令の整備、裁判官、検察官、弁護士、警察など、司法制度の運用や法執行を担う人材や組織の育成が不可欠です。また、表現の自由や選挙への参加は基本的人権の根幹を成し、民主主義を支える重要な権利であることから、JICAはメディアと選挙管理の支援も実施しています。近年は、企業活動による人権侵害をなくすことも重要な課題となっており、児童労働の撤廃をはじめとする「ビジネスと人権」の問題にも取り組んでいます。

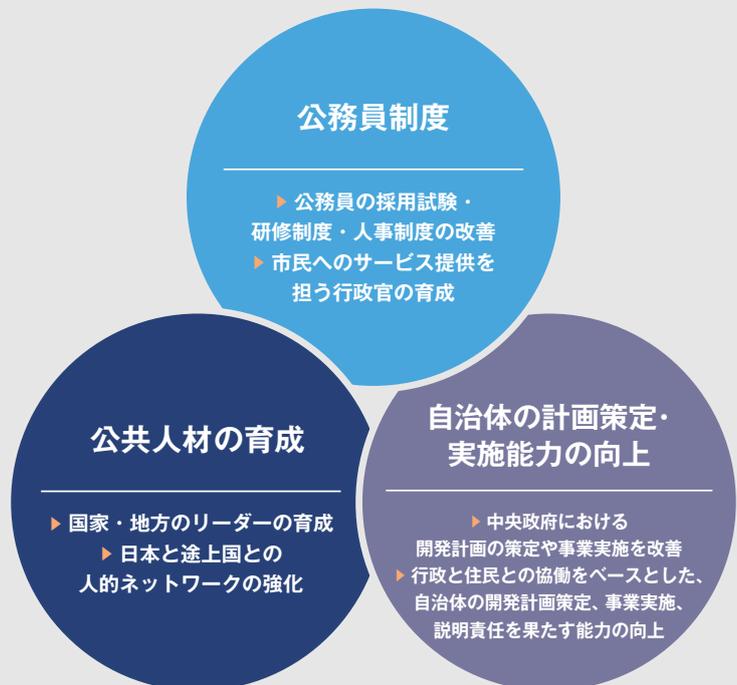


協力方針 2

公務員および公共人材の能力を強化

対象の国や地域で、適正な行政サービスが効率的に提供されるよう公務員制度の改善を支援します。まずは、公務員採用試験制度の制定や研修制度を通じた人材の育成、さらに行政手続きの透明性を確保できる仕組み作りにも取り組みます。国家や地方のリーダーとして活躍する公共人材の育成に協力することによって、日本と相手国の良好なネットワークが生まれる利点も期待されます。

自治体では、住民や民間団体が参加し協働することを前提に事業計画を策定し、実行するための制度や体制を強化するための支援を行います。こうした取り組みは、開発の効果を一時的ではなく民主的な発展につなげるために有効です。



協力方針 3 海上保安能力の強化

海上における国際秩序の維持のために、研修等を通して海洋法や国際法の知識の習得、経験の向上を図り、海上保安を担う

組織を強化して海上法の執行能力を高めることも進めています。重視する地域は、海上運輸の要衝であるインド太平洋です。

1 法・司法 バングラデシュ 司法アクセス向上のための調停・訴訟実務改善プロジェクト

JICAは1996年のベトナムでの案件開始以降、法務省・大学関係者・日本弁護士連合会のご協力を得ながら、法令起草・人材育成を中心に取り組んできましたが、近年は司法アクセス向上にも取り組んでいます。

バングラデシュでは、裁判手続の滞留や裁判官の不足等が人々の司法へのアクセスの阻害要因となっています。これに対しJICAは、2024年から地方裁判所及び法律扶助事務所における調停の利用促進、及び訴訟実務改善のための支援を行っています。

全ての人々に司法への平等なアクセスの提供を目指し、社会的脆弱層を含む人々の司法的救済の機会を確保することは、人々の暮らしや尊厳を守る人間の安全保障にもつながります。



ダッカで開催された調停セミナー(2024年11月)

2 行政 ホンジュラス 人々のニーズに基づく自治体計画の作成と行政サービス実施を通して、人々の生活の向上に寄与

ホンジュラスでは2006年より、住民のニーズに合致した行政サービスを提供するため、住民参加を通じた包摂的な自治体計画策定手法を構築し、全自治体で導入してきました。

JICAは、同手法の改善や、策定された計画のモニタリング・評価制度の構築、また自治体職員等の能力強化を通じて、ホンジュラスの取組みを長年支援してきました。

同協力を通じて、人々のニーズに沿った自治体計画の策定及び、その実施が強化されることにより、行政サービスが拡充され、人々の生活の向上に貢献しています。



村落住民へのセンサス実施

パートナーとの協働

知見に富む多様なパートナーとともに、新たな協力の在り方を追求します

法の支配を確立し、人々が尊厳をもって暮らせる社会を実現するためには、経験や知見に富む省庁や自治体、高度な専門性をもつ法曹関係者や研究者、留学生事業で実績のある大学など、多種多様なパートナーが欠かせません。また、スケールアップ、ネットワークの強化を通じた相乗効果の達成に

向けて、専門性を有する国際機関や他ドナーとの連携に加え、JICAがかつて協力をした国の力を借りて第三国へ支援を展開することにも取り組んでいます。長期的な視点に基づいて支援を積み重ね、新たな協力の在り方を追求します。



独立行政法人
国際協力機構

〒102-8012
東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル
TEL: 03-5226-6660~6663(代表)
Eメール: gpggg@jica.go.jp

独立行政法人国際協力機構(JICA/ジャイカ^(注))は、日本の政府開発援助のうち、二国間援助の実施を一元的に担う国際協力機関です。世界の約150か国・地域へ協力しています (注)JICA/ジャイカはJapan International Cooperation Agencyの略称です。



詳細はこちらのページをご覧ください www.jica.go.jp/activities

JICA グローバル・アジェンダとは

2030年のSDGs達成への貢献や、日本が開発協力で目指す「人間の安全保障」の理念の実現のために、JICAが掲げる20の課題別事業戦略。JICAは各課題の分析に基づいたグローバルな目標を掲げ、その達成を目指して開発協力事業を推進します。さらに、途上国はもちろん国内外のさまざまなパートナーとの対話と協働を促進し、開発協力の成果の拡大を目指します。

Cover Photo—ガバナスにおいてJICAが取り組む4分野、左上から時計回りに法・司法、行政(ホンジュラスでの事例)、メディア、警察(インドネシアでの事例)。
photos: Getty Images (Law and Justice, Media), JICA (Government, Police)